

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

岩手厚生年金 事案 953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和32年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和57年4月1日から同年5月1日まで
昭和54年春にB社（現在は、C社）臨時職員として採用され、申立期間は、A事業所に勤務していた。

しかし、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が無い。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間にA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の支配人は、当時の資料は無いものの、A事業所に勤務する前からB社臨時職員として継続して雇用されている従業員で、雇用保険被保険者記録がある者は、厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたと思うと回答している。

さらに、C社は、事業主がB社社長の事業所において、継続勤務している臨時職員が就業場所を異動した場合、継続して厚生年金保険に加入させていたと回答している。

加えて、C社の総務担当者は、申立期間当時、A事業所所管の「D事業所」において、申立人を含め男性4人がB社臨時職員として雇用されていたと供述しているところ、申立人以外の3人については厚生年金保険被保険者記録に欠落は無い上、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に

B社で資格喪失した後にA事業所で資格取得している同僚が4人確認できるが、当該期間においてその全員の厚生年金保険被保険者記録に欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事業所において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和57年4月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年5月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 16 日から同年 8 月 2 日まで
昭和 45 年 3 月 16 日付けでA社にB職として就職してから同年 8 月に共済年金に加入するまでの期間は、厚生年金保険に加入していた可能性があるので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったかどうか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る人事記録及び申立人の所持する人事異動通知書により、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、類似名称の事業所で検索しても申立人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。

また、A社の事業を承継したC社は、「当時の資料は何も無いので、届出、保険料納付など全て不明である。当時どこの事業所が適用事業所であったか、関連する事業所がどこであったかについても不明である。」と回答している。

さらに、A社の共済年金を管轄するD共済組合は、「B職の厚生年金保険加入は各事業所長の判断で行っていたが、各事業所の個別の状況を把握していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。